

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

平成 31 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 31 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 31 年 4 月 10 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 31 年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 31 年橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(特例的収入及び支出)

第 1 条 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額に、それぞれ 49,124 千円及び 86,920 千円を追加し、それぞれ 97,898 千円及び 121,172 千円とする。

平成 31 年 4 月 10 日 専決

橋本市長 平木 哲朗